

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

下郷町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 下郷町

(1) 現況

本地域は、中山間高冷地で豪雪地帯のため、土地利用型作物による大規模な経営や冬季における作物栽培が困難な地域であり、稲作経営や夏秋季を中心としたトマトやアスパラガス、りんどう等の園芸作物の生産が盛んである。

また、水稻やそばの栽培が盛んであるが、特定農山村地域に指定されるなど中山間地域が多く、平坦地域と比べて生産条件が不利なことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
下郷町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(特定農山村法等の指定地域を記入)

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地
- (エ) 市町村長の判断によるもの
- (オ) 福島県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

記載事項なし

3 対象者

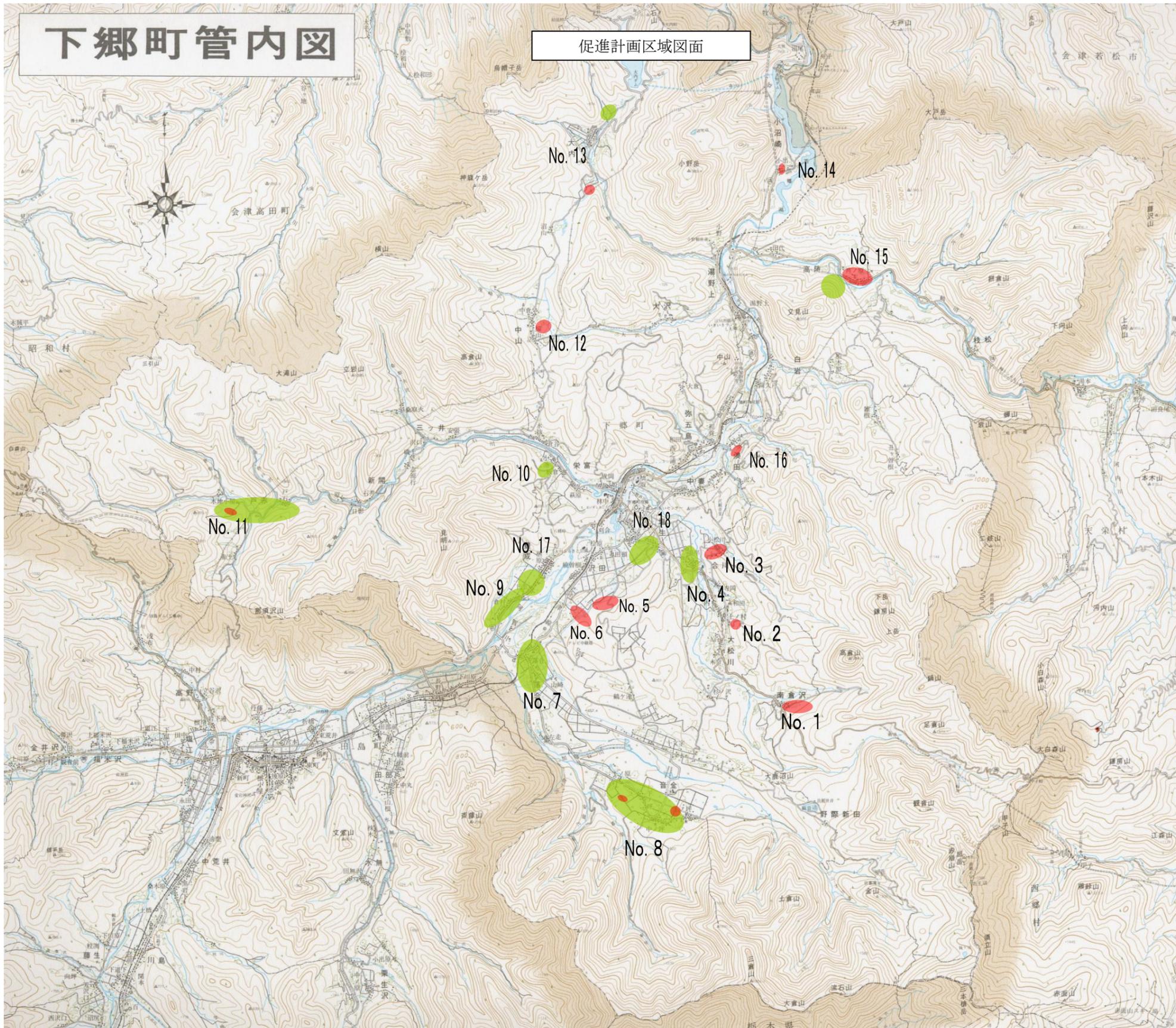
認定農業者に準ずる者とは、下郷町地域水田町フル活用ビジョンに定められた者など地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

上記のほか、市町村が、地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項があると判断する場合には、当該事項を記載する。

下郷町管内図

促進計画区域図面



促進計画の区域

番号	地区名	実施を推進する事業
1	南倉沢	第2号事業
2	大松川	第2号事業
3	小松川	第2号事業
4	張平	第1号事業
5	檜原	第2号事業
6	桃曾根	第2号事業
7	落合	第1号事業
8	音金	第1号事業、第2号事業の重複
9	倉村	第1号事業
10	小池	第1号事業
11	戸赤	第1号事業、第2号事業の重複
12	中山	第1号事業、第2号事業の重複
13	大内	第1号事業、第2号事業の重複
14	小出	第2号事業
15	芦ノ原	第1号事業、第2号事業の重複
16	水門	第1号事業、第2号事業の重複
17	檜原	第1号事業
18	塩生	第1号事業

	1号事業 (多面的機能支払)
	2号事業 (中山間地域等直接支払)